

日野市空き家地域貢献活用改修等補助金のご案内

<制度の主旨>

空き家を地域貢献(※)に資する目的で活用する場合に、活用者に対し改修工事費等に要した費用の一部を補助します。

※地域貢献とは、多様な交流の場の創出、生活利便性の向上、コミュニティ活性化などの地域の魅力向上、または良好な住環境の維持・形成することを言います。

※ここで言う「空き家」とは、空き住宅等、空き部屋等または空き地を指します。「空き住宅等」とは、居住その他の使用がなされていない建築物とその敷地、共同住宅等で使用されていない空き室、空家等の跡地を指します。「空き部屋等」とは、一戸建住宅、共同住宅などにある部屋またはその敷地で使用されていない箇所を指します。

<補助対象者の要件>

- ◆補助対象者：空き家を活用する個人、法人、自治会などの地域団体、その他の任意団体
- ◆要件・営利又は自ら居住することを主目的としないこと
 - ・空き家の活用に係る所有者等との契約締結又は所有者の同意があり継続性が見込めること
 - ・空き家の周辺の住民及び地域の生活環境に十分配慮すること
 - ・補助金交付決定前に対象事業に着手しておらず、年度末までに対象事業を完了できること
 - ・暴力団関係者でないこと及び宗教、政治、選挙活動をしないこと

<補助対象事業に関すること>

| 補助対象事業 | 補助対象 | | 補助要件 | | | | | 補助限度額 | | |
|-----------|----------------|-----|------|------|-----|-------|-------|-------|-------|----------------|
| | 空き家の種別 | 経費 | 法令適合 | 利用期間 | 耐震化 | 協議会協議 | 事前の試行 | 補助額 | 補助率 | 自治会等の特例措置 |
| 全体改修 | 空き住宅等 | 改修費 | ○ | 5年 | ○ | ○ | ○ | 300万円 | 2/3 | — |
| スタートアップ改修 | 空き住宅等 空き部屋等 | | ○ | — | — | — | ○ | 40万円 | 4/5 | 40万円 (9/10) |
| 跡地整備 | 空家等 | 除却費 | ○ | 10年 | — | ○ | ○ | 200万円 | 4/5 | — |
| | 空き住宅等 空き地 | 整備費 | | 5年 | | | | 50万円 | 2/3 | 40万円 (9/10) |
| 耐震診断 | 空き住宅等 空き部屋等 | 診断費 | ○ | — | — | — | ○ | 10万円 | 10/10 | — |

※「全体改修」とは空き住宅等を5年以上活用するにあたり必要となる大規模な改修工事で、昭和56年5月以前の建物の場合、耐震改修工事が必要。「スタートアップ改修」とは、空き家の活用を開始するにあたり特に必要となる改修。「除却費」とは空家等の除却、除却後の土地の整地、簡易舗装。「整備費」とは除却後の跡地または空き地の植栽、菜園、休憩施設設置等に係る整備。「耐震診断」とは昭和56年5月31日以前に着工された建築物が必要な耐震性能を保有しているかどうかを判断するための調査。

◆補助金は、1つの空き家に対しそれぞれの補助対象事業を1回利用できます。ただし、スタートアップ改修と跡地整備の整備費については、最初の交付決定日から3年以内の間で合計額が限度額内であれば5回まで分割して利用できます。

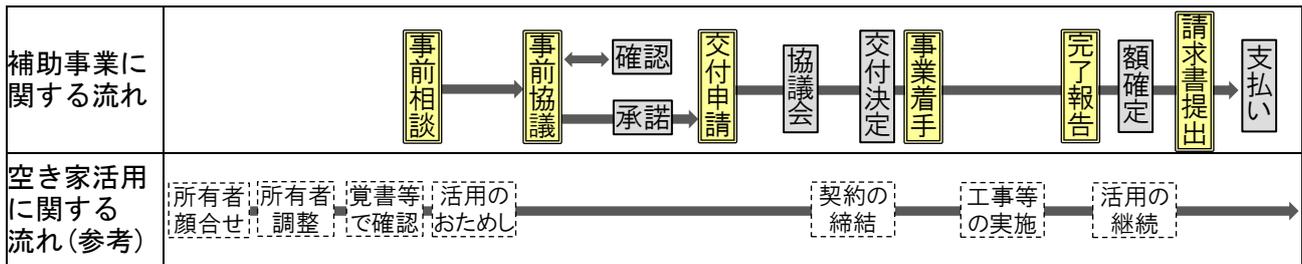
◆補助対象者が自治会等の方々の場合は、スタートアップ改修または跡地整備の整備費については、特例措置として、補助率が9/10に緩和できます。

◆全体改修またはスタートアップ改修の対象となる事業は以下となります。

| | |
|------------------------|---------------------------|
| ア)給排水、電気、ガス設備の改修 | カ)縁側、デッキ、外壁、屋根等の外装の改修 |
| イ)間仕切、施錠、防犯設備等の改修 | キ)進入路、案内板、塀、樹木等の外構の改修 |
| ウ)便所、洗面所、台所等の水回りの改修 | ク)耐震改修（スタートアップでは部分的改修も含む） |
| エ)床、壁、天井等の内装の改修 | ケ)可動式、脱着容易な冷暖房機器・調理機器等の備品 |
| オ)段差解消、手すり設置等のバリアフリー改修 | |

<補助対象事業の流れ>

凡例 補助申請者が行う手続き 市が行う手続き



- ◆ 交付申請は1月末までに提出してください。
- ◆ 住宅ストック活用推進協議会での協議は、全体改修または跡地整備の場合に必要となり、協議会開催の日程調整等があることから時間を要します。
- ◆ 交付申請から請求書提出まで、同じ年度内に行ってください。
- ◆ 事前協議を行う前には、活用に係る何らかのおためし（試行）をし、活動上の課題や所有者との調整を整理していただく必要があります。
- ◆ 活用に係る所有者との調整状況や活用内容の熟度によっては、事前協議に対して市が質疑等をさせていただくことがあり、事前協議に時間を要する場合があります。

<留意事項など>

- ◆ 活用のおためし（試行）とは、空き家の片づけまたは空き家の活用に関連する簡易イベント等の活動を、当初の空き家の状態を大幅に変える前に行い、この空き家の活用に関して課題となり得ることを洗い出し、所有者との賃貸の条件などを精査することを言います。
- ◆ 補助対象事業に係る事前協議では、空き家の活用が安定して継続できるように、あらかじめ空き家の所有者との調整状況や活用内容の熟度等を、確認させていただくもので、市では以下の視点・内容に基づき協議します。

| 主に確認する視点 | 確認する内容 |
|---|---|
| 1) 空き家活用が地域貢献に資する内容となっているか 2) 空き家活用の実現性はどの程度あるか 3) 空き家活用後の継続性はどの程度あるか | (1)活用事業者の事業等の概要 (2)空き家活用の想定する内容 (3)空き家活用による地域貢献に資する内容 (4)これまでの対応履歴 (5)空き家活用でおためしした内容、成果など (6)空き家活用にあたり片づけ、改修などで要する負担 (7)所有者等との条件整理 (8)空き家活用に係る事業の想定する収支 (9)空き家活用の運営に関すること (10)空き家の敷地及び間取り図 |



<お問い合わせ先>

- ◇日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係
- ◇電話番号:042-514-8371 (直通)
- ◇メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

この制度、または市の空き家活用に係る制度は以下の方法により市HPの情報を参照ください。
 <ウェブサイトでの検索> <QRコード読み込み>

「日野市空き家対策」で検索

